

昭和二十五年二月中官報物価号外目録

自第九号 至第十三号

凡例

件名上の数字は告示番号、件名下の数字は上段頁数、下段は日()内の数字は号外番号

告示

●物価庁

(主要食品)

- 二二一 酒類の販売価格の統制額指定 (五)
- 二二二 飼料等の販売価格の統制額指定 (六)
- 二二三 飼料等の販売価格の統制額指定 (六)
- 二二四 食糧配給公団が主食用として販売する支麦同上 (一)
- 二二五 碎米、屑米及びしひな同上 (一)
- 二二六 碎パン用酵母及びイーストアップン同上 (一)
- 二二七 大豆の販売価格の統制額指定 (一)
- 二二八 乾パン同上 (一)
- 二二九 めん類同上 (一)
- 二三〇 幼児食料同上 (一)
- (生鮮食品)
- 二三一 乳製品原料として取引される全乳の販売価格の統制額指定 (一)
- 二三二 鮮乳品同上 (一)
- 二三三 鮮魚類の販売価格の統制額指定 (一)
- 二三四 定中改正 (一)
- (工業食品)
- 二三五 動物油脂等及び人造バターの販売価格の統制額指定 (一)
- 二五六 さめ肝油、たら肝油及びすけそめ肝油同上 (一)
- (特産物)
- 二五七 統制額禁止物品指定(天然ダグラス等) (一)

(農産物)

- 二四九 農林用新布袋の販売価格の統制額指定中改正 (一)
- 二五〇 食品用和紙袋の販売価格の統制額禁止 (一)
- 二五一 マニラ麻油類の販売価格並びに同属類加工物の統制額禁止 (一)
- 二五二 農業薬剤(除虫菊)の販売価格の統制額指定 (一)
- 二五三 農林水産物用故織袋の販売価格並びに回収価格の統制額指定 (一)
- (金属)
- 二五四 五ガロン罐の販売価格の統制額指定中改正 (一)
- (機械器具)
- 二五五 鑄型、鑄型定盤、台、注込管及び押湯枠の販売価格の統制額指定 (一)
- 二五六 圧延用ロール同上 (一)
- 二五七 標準変圧器同上 (一)
- (化学製品)
- 二五八 昭和二十二年六月十日物価庁告示第百八十三号中改正 (一)
- 二五九 塩化カリの販売価格の統制額指定 (一)
- 二六〇 統制額禁止物品指定(工業用エーテル等) (一)
- 二六一 硫酸の販売価格の統制額指定 (一)
- (織物)
- 二六二 五十五ヤード口放出手織物中紡手織物の販売価格の統制額指定中改正 (一)

(衣料)

- 二六三 衣料製品同上 (一)
- 二六四 表生地に織織物その他織糸による製品を原料料として使用した衣料製品同上 (一)
- 二六五 統制額禁止物品指定(マニラ麻等) (一)
- 二六六 軍需拂下げ中古衣類の販売価格の統制額指定中改正 (一)
- 二六七 縮織物同上 (一)
- 二六八 疋着縮用縮フランネル同上 (一)
- 二六九 放出メリヤス生地販売価格の統制額指定 (一)
- 二七〇 放出縮メリヤス製品同上 (一)
- 二七一 スチープルファイバー糸同上 (一)
- 二七二 輸出品規格による織織物の国内放出補修用布の販売価格の統制額指定中改正 (一)
- 二七三 綿糸の販売価格の統制額指定 (一)
- 二七四 貿易公団保有七方ヤード口放出手織物同上 (一)
- 二七五 軍需拂下げ中古衣類の販売価格の統制額指定中改正 (一)
- 二七六 縮製紺染注文紺織物の販売価格の統制額指定 (一)
- 二七七 縮製印紺織物同上 (一)
- 二七八 輸出不洩絡タオル同上 (一)
- 二七九 縮織物の販売価格の統制額指定中改正 (一)
- 二八〇 縮織物の染色等加工料金の統制額指定中改正 (一)
- 二八一 手織物の販売価格の統制額指定 (一)
- 二八二 放出絡タオル同上 (一)

(工業品)

- 二八三 塗料の販売価格の統制額指定中改正 (一)
- 二八四 医薬品(細菌製剤)同上 (一)
- 二八五 油脂製品類及び石炭類同上 (一)
- 二八六 染料同上 (一)
- 二八七 生ゴム類及びラテックスの販売価格の統制額禁止 (一)
- 二八八 医薬品(家庭薬)の販売価格の統制額指定中改正 (一)
- 二八九 医薬品(化粧品)同上 (一)